



広島市消費生活センターだより

災害に便乗した 消費者トラブルに注意!



事例

自宅を訪問してきた事業者から、「先日の地震で損害保険からお見舞金が出る。受け取り方の紙だけを渡している」とチラシを渡され、「損害保険金請求の申請サポートをする」と勧誘を受けた。また、別の事業者から「この間の台風を理由に火災保険で家を修繕しないか。申請手続きを代行し、保険金の一部を手数料でもらうので自己負担はない」と勧誘を受けた。

アドバイス

- 自然災害を持ち出して「給付が受けられる」「自己負担なく工事ができる」と勧誘し、後から高額な申請サポート料等を請求されるケースがあります。
- 勧誘をされてもすぐに契約せず、損害保険金の請求でわからないことがあれば、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。**保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。**
- 自然災害がよく発生する時期は、災害への不安をあおるような不審な勧誘等、災害に便乗した消費者トラブルに注意しましょう。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))